

## 令和6年9月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和6年9月26日(木) 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者 教育長 村田明彦  
教育長職務代理者 奥野貞一  
委員 多田謙司  
委員 新熊和彦  
委員 古山美穂
- ・説明者 学校教育部長 藤田晃治  
学校教育部理事 黒木悟  
学校教育課長 伊藤圭  
スポーツ振興課長 梁川泰延  
陵南の森図書館長 藤本敦子  
学校教育課参事 種村知哉  
学校教育課長補佐 篠原靖
- ・事務局 教育政策課長 寺元麻子  
教育政策課長補佐 尼丁香奈
- ・議事日程
  - 日程第1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第2 教育長月次報告
  - 日程第3 議案第25号  
羽曳野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
  - 日程第4 議案第26号  
独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する共済掛金に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 日程第5 報告第11号  
羽曳野市いじめ問題対策審議会委員の任命について
- 日程第6 議案第27号  
令和6年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について
- 日程第7 議案第28号  
後援名義の使用許可について
- 日程第8 報告第12号  
後援名義の使用許可について
- 日程第9 報告第13号  
羽曳野市立学校府費負担教職員に係る懲戒処分の内申について
- 日程第10 その他  
日程調整など

[ 教育長 開会の挨拶 ]

開会：午前 10 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、新熊委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 8 月 22 日に、白鳥小学校にてプログラミング教室が行われました。
- (2) 9 月 12 日に、小学校水泳授業の視察を行われました。
- (3) 9 月 17 日に、防火ポスターの選考が行われました。
- (4) 9 月 25 日に、人権文化センター運営審議会が行われました。

日程第 3 議案第 25 号

羽曳野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- 陵南の森図書館長から、資料に基づき羽曳野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《陵南の森図書館長》

羽曳野市立図書館条例施行規則に定める様式第 2 号から第 4 号までについて、所要の改正を行うものです。

改正の内容としては、様式第 2 号は団体の種別を削除し、新規・更新・紛失の種別、団体や代表の F A X 番号や携帯番号、本人確認、図書館カードの有効期間欄を追加しています。

様式第 3 号では、カードの裏面に記載する注意事項、図書館名、電話番号を様式上からの削除し、運用で加筆等が可能としています。

様式第 4 号では、予約図書の利用先図書館、予約図書を提供することができない理由を自由記述にすることとし、利用者への連絡方法を電話、メールの選択欄を追加しています。

【採 決】 全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第26号

独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する共済掛金に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 学校教育課長から、資料に基づき独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する共済掛金に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

変更点としては、現行の規則では、災害共済給付に係る共済掛金のうち生活保護法第6条第2項に規定する要保護児童の保護者負担が明記されておらずでしたので、この度追記するものです。

《教育長》

新旧対照表での20円が明記されていなかったということですね。

《学校教育課長》

そのとおりです。

全児童生徒で約7,500人、家庭数では約5,000ですが、そのうち就学援助を受けている児童生徒が942人です。その中でも生活保護を受給している児童生徒が170人であり、この170人の保護者負担が20円であることを明記するものとなります。

《多田委員》

この金額は、子ども一人当たりの年間の金額であり、今まで明記していなかっただけで変更はないということですか。

《学校教育課長》

そのとおりです。

【採決】全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第5 報告第11号

羽曳野市いじめ問題対策審議会委員の任命について

- 学校教育課長補佐から、資料に基づき羽曳野市いじめ問題対策審議会委員の任命について説明がありました。

《学校教育課長補佐》

本審議会は、弁護士や学識経験者で構成されており、学校におけるいじめの未然防止対策やいじめにあたる事象をできるだけ早く、軽微なうちから認知し、解決に向けての組織的な対応について専門的見地から助言を受けるものとなります。本来であれば、教育委員会議において審議を受け承認いただくものでありますが、委員を推薦いただく富田林人権擁護委員協議会での決定が9月であったため、羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条に基づき、教育長専決とし、委員名簿1番から3番までを新任、4番を再任として任命することを報告します。

《古山委員》

羽曳野市の委員の推薦を、富田林人権擁護委員協議会から受けるのはなぜでしょうか。

《学校教育課長補佐》

富田林人権擁護委員会協議会の中に、羽曳野市人権擁護委員会が属しているということになります。

《古山委員》

いじめが疑われる事案は、この4名の委員が審議するのですか。

《教育長》

大きな事案があれば、この委員を招集して審議してもらいますが、第三者委員会を立ち上げなければならないことになると、また別の委員となります。

《学校教育課長》

この審議会は常設置されており、定期的に現状を報告の上、アドバイスをいただいています。

《古山委員》

いじめ問題に現場の先生方が対応するのは、とても大変なので、この問題を専門にする苦情センター的な機関が、加害者側と被害者側を公平な立場で状況を把握することができれば、第三者委員会が立ち上がるような重大事案になるのを未然に防ぐことができるのではないかなと思います。

《教育長》

大阪府にはスクールロイヤーという制度がありますが、各小中学校に弁護士を配置している学校はないと思います。また、市町村で弁護士を雇ってそのような問題にも対応しているケースもあります。

《学校教育課長補佐》

羽曳野市でも、学校支援チームとして医師、スクールロイヤー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの専門家で、学校問題の初期対応についてアドバイスをもらうことができます。

《教育長》

いじめ問題の難しい点としては、専門機関に一任し、先生方が関わらないことによって、問題が解決した後の学校生活が難しくなることが考えられます。問題がうまく解決し、子どもと先生の絆が強くなることもあります。

あと、今回、新任が3名となったのはなぜですか。

《学校課長補佐》

名簿の1番目の方は、当初から2年の任期のみとしておりました。また2番目の方は、前任者が退職されたことによるものであり、3番目の方も、会長が交代したことによるものです。

《奥野委員》

質問ではなく今後の希望として、次の委員を選任する際には、女性の方を含むようにしてほしいと思います。

日程第6 議案第27号

令和6年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について

- 教育政策課長から、資料に基づき令和6年度羽曳野市教育委員会表彰候補者について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

羽曳野市教育委員会表彰は、羽曳野市教育委員会表彰規程及び羽曳野市教育委員会表彰基準により選考をします。

それでは、3番目の表彰基準をご覧ください。

表彰基準として、学校教育活動功労者、社会教育活動功労者、社会体育活動功労者、クラブ活動優良者、善行者、教育長特別の各表彰区分がございます。

教育委員会事務局の各所属、学校園より推薦のありました、個人、団体について、表彰審査会を開催し審議させていただきました結果、令和6年度教育委員会表彰候補者は、10名となっております。

次に、2番目の表彰候補者総括表をご覧ください。

基準第3に基づいた、クラブ活動優良者表彰の候補者は6名です。

近畿中学校総合体育大会又は全国中学校体育大会に出場し、クラブ活動の振興

に貢献した生徒の皆さんです。

峰塚中学校と高鷲南中学校から、卓球・陸上・水泳において大会出場し、ご活躍されました。

続きまして、基準第5に基づいた教育長特別表彰の候補者は4名になります。空手、水泳、ゴルフの各大会で、優秀な成績を修められた児童、生徒の皆さんです。

なお、今年度は学校教育活動功労者、社会教育活動功労者、社会体育活動功労者、善行者、については、該当者はありませんでした。

【採 決】 全員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第28号  
後援名義の使用許可について

●教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可について説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

新規申請事業が2件となります。

新規申請事業1件目については、スポーツ振興課長から説明をお願いします。

《スポーツ振興課長》

事業名は、第2回「デカモリシ」カップ in 羽曳野、団体名は、羽曳野市サッカースポーツ少年団です。第1回の大会も開催されておりますが、その際には後援名義申請がありませんでしたので、今回が新規となります。

この「デカモリシ」は、2017年アンダー20代表でもある元Jリーガーの森島康仁さんの選手の愛称となります。この森島さんと羽曳野市や近隣のチームとのフレンドリーマッチを行う事業となります。

また、主催者である羽曳野市サッカースポーツ少年団は、この大会以外にも市長杯争奪大会等を主催しており、市の後援名義も許可しております。

【採 決】 全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

《教育政策課長》

団体名は一般社団法人 こどものみらい応援団、事業名はおみせやさんごっこ～はたらくってなぁに～、事業実施日は令和6年11月30日（土）と12月7日（土）となります。

事業内容と目的ですが、子どもたちは、7つのお店屋さんの仕事につきます。お

金の歴史や役割、お金の収支計算、商品づくり、販売疑似体験までを盛り込んだプログラムになります。学校では教えられないお金のことを、うさぎとかめのお話を交え分かりやすく、子ども達にお金の大切さ、親への感謝を伝える勉強会となります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 8 報告第 12 号  
後援名義の使用許可について

《教育政策課長》

前回の教育委員会会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの 4 件の報告になります。

1 件目は、専決処分日は 8 月 19 日、団体名は「近畿席書会」、事業名は「第 41 回記念近畿席書大会」です。

2 件目は、専決処分日は 9 月 4 日、団体名は「羽曳野少年少女合唱団」、事業名は「羽曳野少年少女合唱団第 34 回定期演奏会」です。

3 件目は、専決処分日は 9 月 13 日、団体名は「乗馬クラブ・クレイン大阪」、事業名は「馬と子供のふれあい体験」です。

4 件目は、専決処分日は 9 月 24 日、団体名は「日本書道芸術院」、事業名は「第 64 回日本書道芸術院展」です。

日程第 9 報告第 13 号  
羽曳野市立学校府費負担教職員に係る懲戒処分の内申について

《教育長》

報告第 13 号につきましては、個人情報を取り扱う案件でございますので、羽曳野市教育委員会会議規則第 5 条の規定に基づき、秘密会とし行いたいと思いません。このことにつきまして、異議はございませんか。

《全委員》

異議なし

《教育長》

ご異議がないようですので、報告第 13 号は、秘密会といたします。

日程第 10 その他

- (1) 学校教育課長補佐から、全国学力・学習状況調査結果等の報告がありました。
- (2) こども保育課参事から、古市、古市南、駒ヶ谷幼稚園の令和 7 年度運営の仮決定について報告がありました。
- (3) 学校教育部理事から、教育現場と教育委員との懇談会について連絡がありました。
- (4) 事務局から、今後の日程について連絡がありました。

教育長より、次回の 9 月定例教育委員会議を、10 月 23 日（水）に予定すること  
通知しました。

[ 教育長 閉会の挨拶 ]

閉会：午前 11 時 10 分